

【がん検診】今年度の医療機関検診が始まりました

今年度の医療機関受診券を使って、**大腸がん検診、
肝炎ウイルス検診、子宮がん検診、乳がん
検診**を受診することができます。

受診方法

- step1** 次の①または②の方法で医療機関受診券を申請する
①電話（☎0297 - 25 - 2100）／②健康増進課窓口
※受診券申請期限：2019年4月1日(月)～2020年3月13日(金)
(受診券有効期限：2020年3月31日(火))
- step2** 受診する医療機関を決める
登録医療機関については、ホームページまたは「健康管理予定表」をご確認ください。
- step3** step2で決めた医療機関に予約を入れる
- step4** 受診する
検診当日、「医療機関受診券」、「保険証」、「自己負担額」をご持参ください。
- step5** 検査の結果が市または医療機関から通知されます

検診名	対象者	自己負担額
大腸がん検診	40歳以上	600円
肝炎ウイルス検診	40歳以上 74歳以下 ※今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	1,200円 ※今年度41・46・51・56・61・66・71歳の方は無料
子宮がん検診(女性)	20歳以上	1,500円
乳がん検診(女性)	○20～39歳：超音波検査 ○40～49歳：超音波検査＋マンモグラフィ(2方向) ○50～56歳：超音波検査＋マンモグラフィ(1方向) ○57歳以上：マンモグラフィ(1方向) ※マンモグラフィは2年に1回の検診となります	超音波検査 1,200円 マンモグラフィ 1,200円

※妊娠中の方は受診できません。
※すべて検診日当日、市に住居登録がある方が対象です。

■自己負担額の減免制度があります

生活保護受給者・住民税非課税世帯の方は、負担額が免除になります。

○生活保護受給者の方：受診券申請の際、お申し出ください。

○住民税非課税世帯の方：事前に住民税非課税世帯証明書を取得し、検診当日にご提示ください（4月から6月の検診については平成30年度の証明書を、7月以降の検診については平成31年度の証明書を取得してください）。

※当日、提示できない場合は減免制度対象外となります。

【住民税非課税世帯証明書取扱窓口】

伊奈庁舎税務課／谷和原庁舎市民窓口課（手数料200円）

印鑑をご持参の上、検診で使用する旨を取扱窓口でお申し出ください。

個人の住民税非課税証明書は無効です。

特定健診受診券を発送します

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58 - 2111

4月1日現在、市国民健康保険にご加入の40歳から74歳の方に、特定健診受診券（水色）を発送します（4月上旬発送予定）。みらい健診や受診可能な医療機関で特定健診を受診しましょう。詳しくは、特定健診受診券に同封されている案内を確認してください。

特定健診受診券は、特定健診を受診する際に必要ですので、大切に保管し、受診する際は市国民健康保険証と一緒に持参してください。
※4月2日以降に市国民健康保険にご加入した方で、受診を希望する方は、国保年金課までお問い合わせください。

医療用ウィッグの購入費を助成します

問 健康増進課（保健福祉センター内） ☎25 - 2100

市では、がん治療を受けている方の社会参加を応援するため、医療用ウィッグ購入費用の一部を助成しています。

その交付額を差し引いた金額。申請方法Ⅱ申請書に、必要書類を添えて健康増進課窓口か郵送でお申し込みください。

▼申請期限Ⅱウィッグを購入した日の翌日から1年以内
▼対象者Ⅱ次の①②の両方に該当する方

▼必要書類Ⅱウィッグ購入時の領収書、がん治療を証明する書類（お薬手帳、診療明細書など）、いばらきがん患者トータルサポート事業補助金交付決定及び交付額確定通知書（茨城県看護協会のホームページをご覧ください）、切手付返信用封筒（領収書の返送をご希望の方）

①がん治療の副作用による脱毛症状に対処するために、医療用ウィッグを購入した方
②購入した日から申請日まで、市に住居がある方
▼助成額Ⅱ1万円まで。一人につき1回限り。

※申請書は健康増進課窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

※いばらきがん患者トータルサポート事業の補助を受けた場合、

ダウンロードできます。